

ア ピ 一 ル

国民のみなさん

「被爆五〇周年に、非核の証・国家補償の被爆者援護法の制定を!」——この一年、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、世論調査などで「被爆者援護法」がとりあげられ、国家補償の必要が強調されました。

半世紀にわたる被爆者の悲願は、国民の声となつたのでした。

国会の中でも、政府内部でも、「国家補償」と「国の責任」をめぐって、激しい議論が交わされました。そして、ついに新しい法律「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(被爆者援護法)が制定されました。

しかし、援護法の魂ともいうべき「国家補償」は抜き取られ、国の戦争責任の問題にも、アメリカの原爆投下責任にも、まったく触れぬままにおわりました。そのため、最大の被害者である死没者への補償(弔慰金)も、生存者への補償(被爆者年金)もありません。これは、国民の声に耳をかさず、被爆者の悲願をふみにじり、核戦争犠牲の「愛憎」をしいるものであり、わたしたちは、やり場のない憤りを抑えることができません。

とはいって、この援護法には、わたしたちの要求を反映した前進面もあることをしつかり捉えておく必要があります。

第二は、特別葬祭給付金制度の創設です。

第一は、国が被爆者援護法を制定した」と自体のもつ重要な意義です。つまり、被爆者施策はもはや現行二法の枠内に閉じこめておくことができなくなつたのです。これまで「被爆者援護法は絶対につくらなう」「現行二法で対応する」と、かたくなに主張しつづけてきた自民党が、運動と世論に押されたものでした。

第三は、特別葬祭給付金制度の創設です。

これは、被爆者ではない遺族を切り捨て、遺族の中に差別をもち「む」という矛盾にみちた制度であり、わたしたちの要求とはかけはなれたものです。被爆者対策の中に死没者と遺族を初めて位置づけたものとのひび、その意味はけつして小さくありません。

第三は、健康管理手当など諸手当の所得制限を撤廃したことです。これは、歴代自民党政府が社会保障と国家補償を分ける生命線として、けつして譲ろうとしなかつたものでした。

この他にも、福祉事業、平和祈念事業が法制化されたことなど、施策の前進として評価できる面があります。

国家補償の援護法の制定については、全国会議員の三分の二を超える賛同署名、地方自治体の四分の三の支持決議、一〇〇〇万を超える国会請願署名があり、それらを背景としての度かさなる請願、陳情行動がありました。そしてこれが広範な国民の支持を受け、世論を広げ、わたしたちの運動を支えてくれました。運動が政治を動かしたのです。

わたしたちはこのことの意義をまず確認したいと思います。

「被爆五〇周年国民運動」はこのように、着実な成果をあげてきました。残る課題はこれを「ふたたび被爆者をつくるないとの決意をこめた国家補償の援護法」へと変えさせることです。これは容易な仕事ではありませんが、あくまでも成し遂げねばなりません。そしてこれが可能であることを、この間の経験がみことに証明しました。

いよいよ被爆五〇周年です。

核兵器ゼロをめざす世界世論も着々と前進しています。国連総会では、核兵器使用の違法性について国際司法裁判所の判断をもとめる決議が、アメリカなど核保有国の妨害や、日本政府の棄権にもかかわらず採択されました。

これまで積み上げてきた運動の成果に確信をもち、国民運動の輪をいつそう大きく広げ、世論の大波を起しました。

国家補償の被爆者援護法を!

核兵器のない世界を!

一九九四年十二月二十三日